

## 仕 様 書

- 1 物品の名称 レギュラーガソリン
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 規格・品質 JIS規格
- 4 供給方法 スタンド給油（セルフサービスを含む）又は指定する場所
- 5 需要見込数量 13,400 リットル
- 6 そ の 他
  - (1) 支払は請求書により行う。
  - (2) 請求書は月末締めとし、糸魚川地域振興局の各部（健康福祉部・農林振興部・地域整備部）ごとに1ヶ月間の給油数量を取りまとめて作成すること。また、各車両における給油量の内訳書を添付することとし、毎回の給油日と給油量がわかるように記載すること。
  - (3) 給油カードを車両1台につき1枚発行すること。
    - ・健康福祉部 4枚
    - ・農林振興部 16枚
    - ・地域整備部 13枚
  - (4) 契約価格の変更は、資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査（地域：新潟県）」の価格変動状況に応じて行うこととし、令和8年3月最後の調査日の公表価格を基準価格とし、毎月25日時点（※25日公表分を含む）で最新の公表価格と基準価格に2.2円（税込み）以上の価格差が生じた場合に両者で協議の上決定する。
  - (5) セルフサービス給油所では給油した職員が給油所係員（スタンド従業員）へ給油レシートを提示するので、給油所係員はレシートに給油車両番号を記載し、押印又はサインをして職員へ返却する。